

令和7年度 第1回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

- 1 開催日時
令和7年7月30日（火） 10:00開会
- 2 開催場所
札幌市役所本庁舎地下1階 1号会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
中川委員長、西村委員、松村委員、山上委員
 - (2) 札幌市職員
税務・契約管理担当局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、水道局総務課長、病院局経営企画課長、他8名
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 報告事項
 - ア 政府調達協定の対象契約について
 - イ 参加停止措置状況について
 - ウ 工事等発注状況について
 - エ 工事検査について
 - (3) 令和7年度委員会開催予定について
 - (4) 閉会
- 5 審議概要
 - (1) 報告事項
 - ア 政府調達協定の対象契約について
【委員】一般サービスの随意契約案件 No. 40「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」は金額が突出して大きい、複数年契約の金額ということか。
【札幌市】そのとおり。資料に記載しているのはあくまでも令和6年度に契約した際の契約金額である。また、基幹系ネットワークについては、マイナンバーの利用事務に係るネットワークである。
【委員】工事について、最近是不調や不落が発生しているという話を聞くが、入札に影響は出ているのか。
【札幌市】不調はここ数年間で幾つか発生しており、再入札を実施してもなお落札とならない工事もある。不調となった案件については、工事内容や入札参加条件を見直すなどの不調対策を行ったうえで再度発注を行っている。それでもなお落札とならない案件については、翌年度に改めて発注する場合もある。
【委員】先ほど話のあった基幹系情報システムソフトウェアについて、マイナンバー関係とのことであったが、No. 40以外にもマイナンバー関係の案件が見られる。案件内容ごとに契約相手を選定しているということによいか。
【札幌市】そのとおり。業務を担当している所管課にて契約相手を選定し、税部門や国保部門などそれぞれ所管している部門のシステム改修を行っている。
【委員】物品の随意契約案件について、水道局の案件は契約件数が複数であり案件名が「ほか」となっているため、詳細を教えてください。
【札幌市】No. 31「真駒内南町ポンプ場ポンプ設備整備修繕ほか」については、白川浄水場の設備の部品に係る修繕である。No. 33「水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）ほか」については、全て電力に関する案件であり、施設において使用する電力である。
【委員】資材と人件費の高騰により国立大学病院の近く7割が赤字という話が出ているが、病院局の競争入札案件でも価格が上昇している状況なのか。
【札幌市】品物にかかわらず、価格は全体的に上昇傾向である。
 - イ 参加停止措置状況について
【委員】「事故等に基づく措置」の「過失による粗雑な契約の履行等」について、1番目の「北海道発注の業務で過請求を行った」場合は3か月の指名停止に対し、3番目の「本市からの契約金額の支払後に過大・過少請求を行った」場合は1か月の指名停止となっている。単純に考えると、札幌市との契約の

ほうが悪いのではないかと考えてしまうが、どのような事情があるのか。

【札幌市】1番目の北海道の案件については、1億円程度の過大請求といった比較的大きな案件であり、複数年に渡り行っていたため長期の3か月となっており、3番目の札幌市の案件については、同じく過大請求の案件ではあるが、金額が40万円程度であるため短期の1か月となっている。

【委員】札幌市以外の情報はどのように入手しているのか。

【札幌市】新聞でも情報を入手しているが、他自治体の参加停止措置については公契連から情報提供を受けている。建設業許可の違反があった場合についても、北海道庁等から情報提供を受けている。

【委員】「事故等に基づく措置」の「安全管理措置の不適切により生じた関係者事故」について、参加停止期間が2週間と他の案件と比較して短くなっている。停止期間を1か月や2か月と長くすることで、事故への抑止力に繋がる可能性もあると思うが、停止期間は指名停止モデルに準拠して決定しているのか。

【札幌市】そのとおり。事故の重大性や過去の事例を基に、札幌市としてどのように判断するかということもあるが、基本的には指名停止モデルに基づき指名停止を行っており、他自治体も同程度の停止期間となっている。

【委員】事故を起こした業者について、参加停止措置以外にもマイナス要素はあるのか。

【札幌市】参加停止となった場合、成績点が減点となる規定がある。

【委員】負傷事案が生じた際について、安全管理措置の関係で2週間の指名停止となった後に労働安全衛生法などで罰金刑となった場合、「贈賄、不正に基づく措置」の「不正又は不誠実な行為」として2度目の指名停止を受けることはあるのか。

【札幌市】基本的には同じ事案に対しての二重処罰はできないこととしている。

【委員】そうすると、本来は罰金刑のため1か月間の指名停止となるはずであった案件も、先に発覚した負傷事案で2週間の指名停止となれば、軽い期間の指名停止で済むことになるため、公平性の部分に疑問がある。負傷事案について、労働安全衛生法に基づく罰金刑となる可能性が高いのであれば、負傷事案の停止期間についても1か月とすることで、不公平な事態を防げるのではないのか。

【札幌市】指名停止については、本市が事案を把握した段階で、業者が入札に参加できないよう早急に参加停止を行うといった考え方に基いている。ただ、先に軽い処分を行ったことで後の重い処分が行えなくなるのは不公平と考えられるため、今後は他の事例を参考にしながら対応したい。

ウ 工事等発注状況について

【委員】令和4年度から2年連続で工事と業務どちらも件数が減少しているのはなぜか。

【札幌市】資材単価や人件費の高騰によって件数が減少している部分はあるが、契約金額が大きく減少しているわけではなく、年間の事業量にばらつきはあるため、事業量の変動も影響していると考えられる。

【委員】契約金額は多い方が望ましいと思われるが、一方で、工事の規模を小さくして工事の件数を増加させることで、参加の機会が増えた方が望ましいといった考え方もあるが、それは難しいのか。

【札幌市】等級ごとに発注可能金額を定めているため、工事を発注する部局では様々な等級に工事を発注できるよう、金額や件数を考慮して分割等を行っていると思われる。

エ 工事検査について

【委員】低入札価格調査要領に基づく検査とはどのような検査なのか。

【札幌市】元請業者が下請業者と適正な形で下請契約を締結しているかを確認する検査であり、工事の検査というよりは支払状況に関する検査である。

(2) 令和7年度委員会開催予定について

今年度の委員会開催予定について決定した。

(3) 閉会

次回の抽出工事等の選定は、松村委員が行うことを決定し、閉会した。